

大 気 関 係
届 出 の し お り

大気汚染防止法
奈良県生活環境保全条例
《一般粉じん編》

奈良市保健所
保健・環境検査課

目次

1. 一般粉じんについて	1
2. 一般粉じんに関する規制について.....	1
(1) 届出.....	1
(2) 基準遵守、基準適合命令・使用停止命令.....	1
(3) 立入検査.....	1
3. 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法）	1
(1) 一般粉じん発生施設の一覧（法施行令別表第2）	1
(2) 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準（法施行規則別表第6）	2
4. 一般粉じんに係るばい煙等発生施設（奈良県生活環境保全条例）	3
(1) 一般粉じんに係るばい煙等発生施設の一覧（条例施行規則別表第1の2）	3
(2) 一般粉じんに係るばい煙等発生施設の構造等に関する基準（条例施行規則別表第5の3） ..	5
5. 一般粉じん発生施設の届出に関する手続（大気汚染防止法）	7
(1) 届出概要.....	7
(2) 提出部数・添付書類	7
6. 一般粉じんに係るばい煙等発生施設の届出に関する手続（奈良県生活環境保全条例）	8
(1) 届出概要.....	8

1. 一般粉じんについて

「粉じん」とは、物の破碎、選別、その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。このうち、大気汚染防止法(以下、「法」という。)及び奈良県生活環境保全条例(以下、「条例」という。)では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」(現在アスベストが指定)、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

一般粉じんに係る規制：破碎機や堆積場等の粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準

2. 一般粉じんに関する規制について

(1) 届出

法または条例で定められた一般粉じん発生施設・一般粉じんに係るばい煙等発生施設を設置等しようとする者は、事前に所定の事項を届け出なければなりません。

(2) 基準遵守、基準適合命令・使用停止命令

粉じんの排出者には、法または条例に定められた基準を遵守する義務があり、これらを違反した場合には、基準の適合や使用の一時停止の命令を受けます。

(3) 立入検査

一般粉じんの排出者が基準を守っているかチェックするため、市による工場・事業場への立入検査や必要な事項の報告を求められる場合があります。

3. 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法）

(1) 一般粉じん発生施設の一覧（法施行令別表第2）

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	施設名	規模または能力
1	コークス炉	原料処理能力：50t/日以上
2	鉱物(含コークス。以下同じ。)及び土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石、セメント用)	ベルト巾：75cm以上 又はバケットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：75kW以上
5	ふるい(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：15kW以上

(2) 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準（法施行規則別表第6）

項番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（含コークス。以下同じ。）及び土石の堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によつて散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント用）	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によつて散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。5前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によつて散水が行われていること。
5	ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	<ol style="list-style-type: none"> 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

4. 一般粉じんに係るばい煙等発生施設（奈良県生活環境保全条例）

（１）一般粉じんに係るばい煙等発生施設の一覧（条例施行規則別表第１の２）

	施設名	規模または能力	設置区域
1	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)または土石のたい積場	面積が 700m ² 以上	歴史的風土保存区域又は風致地区
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルト巾が 50cm以上 又はバケットの内容積が 0.02m ³ 以上	歴史的風土保存区域又は風致地区
3	コークス炉	原料の処理能力が 15t/日以上	歴史的風土保存区域又は風致地区
		原料の処理能力が 20t/日以上	一般地域
4	食料品、飼料又は肥料の製造の用に供する原料の精選施設及び粉砕施設	原料の処理能力が 0.7t/h 以上	歴史的風土保存区域又は風致地区
		原料の処理能力が 1t/h 以上	一般地域
5	繊維製品の製造又は加工の用に供する製綿施設(再生加工施設を含む。)、植毛施設、起毛施設及び剪毛施設		県下全域
6	ゴム製品の製造の用に供する混練施設		県下全域
7	窯業製品の製造又は加工の用に供する破砕機(湿式のものを除く。)	原料の処理能力が 0.7t/h 以上	歴史的風土保存区域又は風致地区
		原料の処理能力が 1t/h 以上	一般地域
	窯業製品の製造又は加工の用に供する摩砕機(湿式のものを除く。)及び原料の精選施設	原料の処理能力が 0.7t/日以上	歴史的風土保存区域又は風致地区
		原料の処理能力が 1t/日以上	一般地域
	窯業製品の製造又は加工の用に供する岩綿又は鉱滓綿の加工施設		県下全域

8	炭素又は黒鉛の製造の用に供する 粉碎施設及び仕上施設		県下全域
9	木材又は木製品の製造(家具に係る ものを除く。)の用に供する切断施 設、研削施設及び研磨施設	原動機の定格出力が 1.5kW 以上である こと。	歴史的風土保存区 域又は風致地区
		原動機の定格出力が 2.25kW 以上である こと。	一般地域
	木材又は木製品の製造(家具に係る ものを除く。)の用に供する粉碎施設	原動機の定格出力が 5kW 以上であるこ と。	歴史的風土保存区 域又は風致地区
		原動機の定格出力が 7.5kW 以上である こと。	一般地域
10	コンクリート製品の製造の用に供す るコンクリートプラント		県下全域
11	金属の鋳造の用に供する砂処理施 設のうち古砂回収装置、乾燥装置、 砂ふるい装置、混練装置、サンドブラ スト、ショットブラスト及びシェイクアウ トマシン		県下全域

備考 この表に掲げる施設は、大気汚染防止法施行令別表第 2 に定める一般粉じん発生施設を除く。

(2) 一般粉じんに係るばい煙等発生施設の構造等に関する基準（条例施行規則別表第5の3）

	一般粉じん発生施設	規模
1	別表第1の2の1の項に掲げるたい積場	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	別表第1の2の2の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	別表第1の2の3の項に掲げるコークス炉	<p>(1) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>(2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>(3) 消火作業は消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
4	<p>1 別表第1の2の4の項に掲げる精選施設及び粉碎施設</p> <p>2 別表第1の2の5の項に掲げる製綿施設、植毛施設、起毛施設及び剪毛施設</p> <p>3 別表第1の2の7の項に掲げる破碎機、摩碎機及び精選施設並びに加工施設</p> <p>4 別表第1の2の8の項に掲げる粉碎施設及び仕上施設</p> <p>5 別表第1の2の9の項に掲げる切断施設、研削施設、研磨施設及び粉碎施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 集じん機が設置されていること。</p> <p>(2) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
5	別表第1の2の6の項に掲げる混練施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 吸着式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理施設が設けられていること。</p> <p>(2) 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

6	別表第1の2の10の項に掲げるコンクリートプラント	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) セメント又は砂利の積込み又は積降しに伴い粉じんを飛散しやすい部分が防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
7	別表第1の2の11の項に掲げる古砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置、混練装置、サンドブラスト、ショットブラスト及びシェイクアウトマシン	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

5. 一般粉じん発生施設の届出に関する手続（大気汚染防止法）

（1）届出概要

届出内容（様式）	条文	届出の理由	提出期限
設置の届出 （様式第3）	第18条第1項	新たに一般粉じん発生施設を設置しようとするとき	施設を設置する前
使用の届出 （様式第3）	第18条第3項	既に設置されている施設が法令により新たに一般粉じん発生施設となったとき	一般粉じん発生施設となった日から30日以内
構造等の変更の届出 （様式第3）	第18条の2第1項	1 一般粉じん発生施設の構造を変更しようとするとき 2 一般粉じん発生施設の使用の方法を変更しようとするとき	施設を変更する前
氏名等変更の届出 （様式第4）	第11条	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更があったとき 2 工場又は事業場の名称及び所在地の変更があったとき	変更した日から30日以内
使用廃止の届出 （様式第5）	第11条	一般粉じん発生施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
承継の届出 （様式第6）	第12条第3項	1 届出した者から届けてある一般粉じん発生施設を譲り受け又は借り受けしたとき 2 届出をした者から相続をしたとき 3 届出をした者について合併又は分割があったとき	承継した日から30日以内

（2）提出部数・添付書類

提出部数は正副2部です。審査後、副本をお返しします。また、設置、使用、構造等の変更の届出を提出する際は、以下の添付書類が必要です。

- ・工場、事業場とその付近の見取り図
- ・工場、事業場の建物の配置図
- ・施設の配置図（施設の設置位置図、立体図）、仕様書又はカタログ

6. 一般粉じんに係るばい煙等発生施設の届出に関する手続（奈良県生活環境保全条例）

（１）届出概要

届出内容（様式）	条文	届出の理由	提出期限
設置の届出 （第 1 号様式）	第 12 条	新たにばい煙等発生施設を設置しようとするとき	施設を設置する前
使用の届出 （第 1 号様式）	第 13 条	既に設置されている施設が新たにばい煙等発生施設となったとき	ばい煙等発生施設となった日から 30 日以内
構造等の変更の届出 （第 1 号様式）	第 14 条	1 ばい煙等発生施設の構造を変更しようとするとき 2 ばい煙等発生施設の使用の方法を変更しようとするとき	施設を変更する前
氏名等変更の届出 （第 2 号様式）	第 17 条	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更があったとき 2 工場又は事業場の名称及び所在地の変更があったとき	変更した日から 30 日以内
使用廃止の届出 （第 3 号様式）	第 17 条	ばい煙等発生施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内
承継の届出 （第 4 号様式）	第 18 条	1 届出した者から届けてあるばい煙等発生施設を譲り受け又は借り受けしたとき 2 届出をした者から相続をしたとき 3 届出をした者について合併又は分割があったとき	承継した日から 30 日以内

（２）提出部数・添付書類

提出部数は正副 2 部です。審査後、副本をお返しします。また、設置、使用、構造等の変更の届出を提出する際は、以下の添付書類が必要です。

- ・工場、事業場とその付近の見取り図
- ・工場、事業場の建物の配置図
- ・施設の配置図（施設の設置位置図、立体図）、仕様書又はカタログ

届出提出先・お問い合わせ先

〒630-8122

奈良市三条本町13番1

奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター）4階

奈良市保健所 保健・環境検査課 環境衛生係

TEL : 0742-93-8477